

事業事前評価表

国際協力機構中東・欧州部中東第一課

1. 基本情報

国名：チュニジア共和国（チュニジア）

案件名：漁業資源管理指導船建造計画

The Project for the Construction of Fishery Surveillance Vessels

G/A 締結日：2021 年 4 月 16 日

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における水産・海運セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

チュニジアにおいて、水産業は食料供給源、外貨獲得、雇用創出源として SDGs ゴール 8 の達成にも資する重要な役割を果たしている。また、当国の「水産セクター開発計画（2016 年～2020 年）」では、SDGs ゴール 14 の内容と同様に、水産業の持続的な発展のための水産資源の合理的利用が優先目標として掲げられ、違法操業の撲滅に取り組むとしている。

他方、違法操業の摘発件数は増加傾向（957 件（2015 年）から 1,359 件（2018 年）（出典：農業・水資源・漁業省漁業養殖総局（DGPA）））にあり、地方農業開発事務所は摘発を逃れている違法操業も相当数あるとの見解を有している。当国の違法操業取締りは国家警備隊や海軍を中心として実施されているが、主任務ではないため期待される成果をあげていない。一方、違法操業対策を含む漁業管理行政を所管する DGPA は、取締りを行うための漁業資源管理指導船を保有していないため、同局の監視活動は陸上における漁獲物のモニタリングや流通段階での検査、船舶位置監視システム導入と小型パトロール艇 2 隻による限定的な沿岸監視に留まっている。さらに、当国は加盟する地域漁業管理機関（RFMOs）の監視活動への参加のため、当国海域を含む国際海域に検査船を常時 1 隻配備する、若しくは他加盟国と共同で検査船を運用することが義務付けられている。しかしながら、現在当国は政府の漁業職業訓練センターが所有する練習船アミルカル号の臨時傭船（夏季休暇中に 2 ヶ月間）で対応せざるを得ず、十分な監視活動期間が確保できない状況である。

以上から、当国は漁業資源管理指導船の配備による同局の海上での取締り能力強化を違法操業撲滅のための優先事業と位置付けている。

（２）水産・海運セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対チュニジア共和国国別開発協力方針（2013年3月）においては重点分野として「持続可能な産業育成」を掲げ、「基幹産業である農林水産業や観

光業において生産性や収益性の改善を通じた振興を支援する」としており、対チュニジア共和国JICA国別分析ペーパー（2017年3月）においては「地域格差の是正」が重点分野であると分析している。漁業資源管理指導船建造計画（以下「本事業」という。）はこれら方針・分析に合致する。また、本事業は海洋法執行、海洋資源保護の観点から、我が国政府の「自由で開かれたインド太平洋構想」における平和と安定の確保に資するものである。また、本事業はSDGs ゴール14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」、及びゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献する。我が国はこれまで、無償資金協力「漁業調査船建造計画」（1997年署名）、「ビゼルテ水産学校建設計画」（1999年署名）、「マハディア漁業訓練センター機材整備計画」（2001年署名）、技術協力プロジェクト「沿岸水産資源の持続的利用計画」（2005年～2010年）、「ガベス湾沿岸水産資源共同管理」（2012年～2016年）、国別研修「水産資源共同管理及び水産物付加価値向上」（2017年～2020年）等を実施しており、水産分野にかかる主要援助国である。

（３）他の援助機関の対応

小型漁船の位置情報取得に関する試験的プロジェクトが EU により実施される計画がある。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業はチュニジアにおいて、漁業資源管理指導船の整備を行うことにより、当国の漁業における違法操業への対応の強化を図り、もって水産資源の持続的な利用に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

チュニジア海域（ケリビア港（中部海域）、スファックス港（南部海域）配備）

（３）事業内容

１）調達機材等の内容

漁業資源管理指導船 2 隻（総トン数 100t、全長 27m、幅 5.6m、喫水約 1.2m、高張力鋼製、定員 11 名）の建造

２）コンサルティングサービスの内容

詳細設計、入札補助、調達監理

（４）総事業費

1,211 百万円（概算協力額（日本側）：1,209 百万円、（チュニジア側）：2 百万円）

(5) 事業実施期間

2020 年 5 月～2023 年 2 月を予定（計 34 カ月）。引き渡し時（2022 年 2 月を予定）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 事業実施機関：農業・水資源・漁業省漁業養殖総局（DGPA）
- 2) 運営・維持管理機関：農業・水資源・漁業省漁業養殖総局（DGPA）

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

国別研修「水産資源共同管理及び水産物付加価値向上」（2017 年～2020 年）において、漁業者を主体とした水産資源の共同管理の一環として、違法操業対策にかかる知見共有を図っている。本事業を通じて、違法操業抑止効果が更に高まることが期待される。

2) 他援助機関等の援助活動

小型漁船の位置情報取得に関する試験的プロジェクトが EU により実施される計画があるが、本事業との重複はなく、連携は想定されていない。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】■GI（S）ジェンダー活動統合案件

<分類理由>女性の就労環境整備に向けて、女性乗員用船室の設置等、ジェンダーの視点に立った設計を採用するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

- 1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2018 年実績)	目標値 (2025 年) 【事業完成 3 年後】
漁業資源管理指導船による 洋上での漁業監視活動への 年間従事日数 (日／隻)	0	150 (延べ 300 日／年)
漁業資源管理指導船による 洋上での漁業監視の航海距離 (海里／隻)	0	30,000 (延べ 60,000 海里／年) (監視計画に基づき年度毎見直し)

(2) 定性的効果

- ・ 違法操業による水産資源への漁獲圧力が低減する。
- ・ RFMOs が求める監視活動実施義務が履行される。
- ・ チュニジア海域における監視活動が実施される。
- ・ 水産資源が持続的に利用される。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：特になし。
- (2) 外部条件：特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

無償資金協力「チュニジア国漁業調査船建造計画」(1997 年署名)の事後評価結果等では、スペアパーツの調達時に多大な時間と労力を要したとの教訓が得られている。本事業においては、部品供給等のサービスが現地で受けられる機材を選定し、また、部品交換及び定期点検のスケジュール管理に有用なソフトウェアを備品として整備する。

7. 評価結果

本事業は、「2. 事業の背景と必要性」に記載した通り、当国のニーズ並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、漁業資源管理指導船整備を通じて当国の違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業対策の強化に資するものであり、SDGs ゴール 14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」、及びゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
 - 4. (1) ~ (2) のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
 - 事後評価 事業完成 3 年後

以 上